

教員各位

理事・副学長（教育・国際）

7月1日以降における授業形態及び入構制限措置の移行について（通知）

6月14日～30日における授業形態及び学生の入構制限の例外措置に関する取扱いについては、5月27日、6月7日及び6月10日付け通知でお知らせしたところですが、本日執行部において感染状況について協議し、改めて次のとおりとすることが確認されるとともに、新型コロナウイルス対策本部会議にも報告されましたのでお伝えします。

- 本日6月17日現在、東京都における新型コロナウイルスの感染状況が悪化していないと判断し、既通知のとおり7月1日から授業形態及び入構制限の移行措置を取ることとしますので、適切にご対応ください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等により見直す場合は、改めて周知いたします。

【移行内容（5月27日通知抜粋）】

2 2021年度6月以降における授業形態への措置

3) 7月1日以降

【対応レベル1】に移行する。

※【対応レベル1】

感染症対策を講じながら対面授業で実施することを原則とする。その上で、感染症拡大防止の観点から、遠隔授業での対応が可能なものや、むしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨する。

3 2021年度6月以降における入構制限措置

3) 7月1日以降

学生の入構制限は解除するが、入構時に学生証の提示を求める。

(参考)

- [新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施している学生の入構制限の例外措置に対する取扱いについて（通知）](#)
- [2021年度6月以降における授業等の実施方法について（通知）](#)